

岩手県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センター	事務所の所在地の変更	東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階	東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階	平成26年5月26日
株式会社建築構造センター	事務所の所在地の変更	長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	〃
株式会社建築構造センター	事務所の所在地の変更	沖縄県浦添市城間3019番地 座波建設ビル308号室	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	〃